

岐阜県バレーボール協会専門委員会規定

岐阜県バレーボール協会（以下本会）規約第5章第14条の規定に基づき専門委員会の機構ならびに分担所轄事項に関する規定を次の通り定める。

（種類）

第1条 本会規約第5章第17条第3項の規定により選出された委員を以て次の専門委員会を設置する。

- (1) 競技委員会
- (2) 審判委員会
- (3) 指導普及委員会
- (4) 競技力向上対策委員会
- (5) 事業委員会
- (6) 障がい者委員会
- (7) 企画委員会
- (8) 倫理委員会

（承認）

第2条 新たに委員会を設けるには理事会の承認を得なければならない。

（執行）

第3条 専門委員会（以下委員会）は本規定に定める事項を専門的に調査研究し、常任理事会の承認を得てこれを処理執行する。

（連絡）

第4条 委員会は他の委員会に関係ある事項については相互に連絡を密にしなければならない。

（細則）

第5条 各委員会の所管事項ならびにその運営に関する細部は細則によって別に定める。

（委員長）

第6条 委員長は委員会を統括し所管業務を処理執行する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

（連絡先）

第7条 各委員会の連絡先は委員長の住所または勤務先とする。

（任期）

第8条 委員の任期は本会規約第9条により2ヶ年とする。

（会議）

第9条 委員会会議は委員長が必要に応じて招集する。

（決議事項）

第10条 各委員会の決議事項は常任理事会の承認を得なければならない。

2 緊急を要する場合は会長の承諾を得て処理することができるが、常任理事会の事後承認を得なければならない。

（意見）

第11条 常任理事は各委員会に出席して意見を述べることができる。

(説 明)

第 1 2 条 委員長は理事会または常任理事会の要求があれば所轄事項の処理執行の状況について説明する義務を有する。

(費 用)

第 1 3 条 各委員会に要する費用は各委員長より事務局長に申請する。

(収支決算)

第 1 4 条 各委員会は年度末に収支決算を明らかにした事業の内容を事務局長に報告しなければならない。

(改 正)

第 1 5 条 本規定の改正は、理事会において 2 / 3 以上の賛成を得なければならない。

昭和 4 3 年 3 月	施 行
平成 5 年 3 月	一部改正
平成 1 1 年 3 月	一部改正
平成 1 3 年 3 月	一部改正
平成 1 5 年 3 月	一部改正
平成 1 7 年 3 月	一部改正
平成 2 1 年 6 月	一部改正
平成 2 3 年 3 月	一部改正
平成 2 5 年 3 月	一部改正